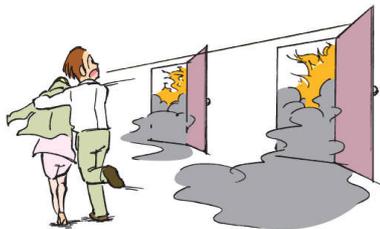


求職者支援訓練 賠償責任保険のご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険－受講生賠償責任追加補償特約・職業的行為補償対象外特約付帯、受託者賠償責任保険)

求職者支援訓練実施中の賠償事故に備えて・・・

訓練中および企業実習中に誤って他人の身体の障害や財物の損壊を発生させたため、訓練実施機関が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。併せて事故の解決に必要な争訟費用等もお支払いします。



[訓練中の事故例]
教室で火災が発生。適切な避難指示を出さなかったために受講生に死傷者が発生したとして、遺族から訴えられた。(施設賠償責任保険)



[訓練中の事故例]
誤って他の受講生を階段から突き落としてしまい、ケガをさせてしまった。(受講生賠償責任追加補償特約)



[企業実習中の事故例]
実習先で使用しているパソコンを誤って落として破損させてしまった。(受託者賠償責任保険)

支払限度額および免責金額

	支払限度額		免責金額 (自己負担額)
	1事故	保険期間中	
施設賠償責任保険 対人・対物共通限度額	1億円	—	なし
受講生賠償責任追加補償特約 対人・対物共通限度額	100万円	500万円	なし
受託者賠償責任保険	100万円	500万円	なし

- 訓練中、実習中の対人・対物事故については、1回の事故につき1億円を限度として保険金をお支払いします。
- 受講生賠償責任追加補償特約とは、訓練中に受講生が行なった行為に起因して対人・対物事故が発生した場合に補償するものです。(通所中に起こった事故など、訓練中以外の事故については補償の対象外となります。)
- 受託者賠償責任保険とは、借用している他人の財物(実習先で使用するパソコン等)を破損した場合に補償するものです。
- 介護実習、看護実習、美容実習またはこれらに類似の実習を行なっている際に起こった事故は**補償の対象とはなりません**。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

保険料

保険料は受講生1人、1ヶ月あたり150円になります。
ただし、1契約あたりの最低保険料として10,000円いただいております。

保険料例1)

受講生30名、訓練期間6ヶ月の場合
150円×30名×6ヶ月＝保険料27,000円

保険料例2)

受講生20名、訓練期間3ヶ月の場合
150円×20名×3ヶ月＝9,000円＜保険料10,000円(最低保険料10,000円のため)

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
※受講生賠償責任追加補償特約および受託者賠償責任保険では例外があります。
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑨ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑩ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ⑪ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑫ 職業的行為(職業人がその資格に基づいて行なう行為)に起因する損害賠償責任

■ 共同保険契約について

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行なっております。

■ お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1. に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- ・法令に基づく場合
- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ・弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行なう場合

■ 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80% 	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については、弊社ホームページ

(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。お問い合わせください。

●ご契約の手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店までお問い合わせください。

●このちらしは“施設所有(管理)者賠償責任保険”“受託者賠償責任保険”の概要を説明したものです(2011年11月作成)。この保険は、エース損害保険の賠償責任保険(企業用)普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、受託者特別約款ならびに付帯特約の規定に従います。

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

エース保険は、
日本の保険業界で最初に
ISO9001認証を
取得しました。



認証取得範囲: 損害サービス部門
品質管理・保証の国際規格

取扱代理店



保険代理店
TOKYO CENTRAL
株式会社 東京セントラル

東京都新宿区西新宿7-5-25西新宿木村屋ビルディング2F
TEL:03-3364-1717 FAX:03-3364-6324
E-mail: info@tokyo-central.co.jp
URL: <http://www.tokyo-central.co.jp/>

引受保険会社



エース損害保険株式会社
ace insurance

東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビルディング2F
TEL:03-6212-7410(代)